

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○有害図書類の指定……………	(道民生活課)	52
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	52
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	52
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	52
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	53
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	53
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	53
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	53

道企業管理規程

○北海道企業職員被服貸付規程の一部を改正する規程……………	54
-------------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	55
------------------------	----

道立図書館告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	56
------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	56
------------------------	----

告 示

北海道告示第720号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成26年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種類	図 書 コード	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
書 籍	9784887188921	ドラッグの万華鏡	平成18年10月1日発行 株式会社データハウス
同	9784887187849	MDMA 大全	平成16年10月30日発行 同

同 9784887186392 危ない薬 愛蔵版 平成13年10月30日発行 同
同 9784861994050 GEKIDAS 激裏情報@大辞典 vol.5 平成24年5月30日発行 株式会社三オブックス
指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等で
あって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、当別町若葉地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成26年11月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更西5線174の2・176の4・字中音更西2線174の5・176の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第723号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 中川郡幕別町字途別722・751（以上2筆国有林）、384の2・385の1・387・388の2・392の1・397・723（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、386、391の3、392の2、741

- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年10月31日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡寿都町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年10月31日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 古平郡古平町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。

平成26年10月31日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 通 知 の 内 容 平成26年北海道告示第675号
- (2) 所在が不明な者 小西 昂
- (3) 掲 示 場 所 東神楽町役場
- 2(1) 通 知 の 内 容 平成26年北海道告示第675号
- (2) 所在が不明な者 曾根 藤三
- (3) 掲 示 場 所 中富良野町役場
- 3(1) 通 知 の 内 容 平成26年北海道告示第678号
- (2) 所在が不明な者 松橋 密蔵、佐藤 儀文
- (3) 掲 示 場 所 初山別村役場

北海道告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
- 道道 小清水女満別線 網走市字音根内322番1地先から 平成26. 10. 31
- 同市字音根内185番3地先まで

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員被服貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月31日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

北海道企業管理規程第4号

北海道企業職員被服貸付規程の一部を改正する規程

北海道企業職員被服貸付規程（昭和42年度北海道企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道企業職員被服貸与規程

第1条から第2条の2までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（被服の貸与）

第2条 被服の貸与を受けることのできる職員（以下「被服貸与対象職員」という。）、被服の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、被服の使用状況又は損傷の程度により、その数量を減じ、又はその貸与期間を延長することができる。

（被服の貸与時期）

第2条の2 被服は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に貸与する。

（1）新たに被服貸与対象職員となった者に対する貸与 当該被服貸与対象職員となったとき。

（2）現に被服の貸与を受けている者に対する新たな貸与 別表に定める貸与期間を経過した後の6月又は10月のいずれか早い時期

2 前項に規定する時期に被服の貸与を行うことが困難な場合には、所属長は、総務課長の承認を受けて、別に貸与の時期を定めることができる。

第3条中「貸付」を「貸与」に改める。

第4条の見出しを「（被服の保管）」に改め、同条中「貸付」を「貸与」に、「善良なる」を「善良な」に、「保存しなければ」を「その保管を行わなければ」に改める。

第5条第1項中「貸付を」を「貸与を」に、「すみやかに」を「速やかに所属長に」に改め、同項ただし書中「受けていた貸付被服」を「貸与されていた被服」に、「貸付される」を「貸与される」に改め、同項第2号中「勤務替え」を「職務換え」に、「第2条第1項の

職員」を「被服貸与対象職員」に改め、同項第3号中「勤務替え」を「職務換え」に、「被服の貸付を受けることのできる他の職種に異動した」を「他の被服貸与対象職員となった」に改め、同条第2項中「貸付」を「貸与」に、「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は」に、「勤務替え」を「職務換え」に改める。

第6条の見出し中「亡失」を「被服の亡失」に改め、同条中「貸付を」を「貸与を」に、「貸付被服亡失（損傷）届」を「貸与被服亡失（損傷）届」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条を次のように改める。

（再貸与）

第7条 所属長は、前条の規定による届出を受理したときは、被服の亡失又は損傷の状況を確認し、職務上必要と認められる場合には、第2条の2の規定にかかわらず、直ちに被服を再貸与することができる。

第8条の見出し中「耐用年数」を「貸与期間」に改め、同条中「耐用年数」を「貸与期間」に、「貸付」を「貸与」に改める。

第9条中「被服貸付台帳」を「被服貸与台帳」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職種	品目	数量	貸与期間
発電管理事務所又は工業用水道管理事務所において運転保守に従事する職員	作業帽	1	3年
	防寒帽	1	4年
	作業衣（上下）	1	2年
	作業替ズボン	1	2年
	防寒作業衣（上下）	1	3年
	雨衣（上下）	1	3年
	オーバーオール	1	2年
	安全靴（又は、運動靴）	1	2年
	ゴム長靴	1	2年
	防寒手袋	1	2年
	防寒長靴	1	2年
工事の設計、監督等の業務に専ら従事する職員	作業衣（上下）	1	2年
	作業替えズボン	1	2年
	防寒作業衣	1	3年
	雨衣（上下）	1	4年
	運動靴	1	2年
	ゴム長靴	1	2年

別記第1号様式中「貸付被服亡失（損傷）届」を「貸与被服亡失（損傷）届」に、「貸付を受けました」を「貸与された」に改める。

別記第2号様式中「(表)」を削り、「被 服 貸 付 台 帳」を「被 服 貸 与 台 帳」に、「勤 務 個 所」を「勤 務 箇 所」に、「耐用 年数」を「貸与 期間」に、「受領年月日」を「貸与年月日」に改める。 附 則 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道企業職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されている被服は、この規程による改正後の北海道企業職員被服貸与規程の規定に基づいて貸与されたものとみなす。	平成26年10月14日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 1の(1)のア (ア) 氏 名 アヅマ石油荷役サービス株式会社 (イ) 住 所 札幌市西区西野2条7丁目1番6号 イ 1の(1)のイ (ア) 氏 名 北見石油販売株式会社 (イ) 住 所 北見市卸町1丁目7番地1 ウ 1の(1)のウ及びク (ア) 氏 名 株式会社太陽商会 (イ) 住 所 北見市大通東9丁目9番地 エ 1の(1)のエ (ア) 氏 名 久島工業株式会社 (イ) 住 所 常呂郡訓子府町東町88番地 オ 1の(1)のオ (ア) 氏 名 丸玉産業株式会社 (イ) 住 所 網走郡津別町字新町7番地 カ 1の(1)のカ (ア) 氏 名 株式会社リョーユウ石油 (イ) 住 所 北見市東三輪3丁目18番 キ 1の(1)のキ (ア) 氏 名 有限会社リョーセキ (イ) 住 所 北見市常呂町字常呂325番地 ク 1の(1)のケ (ア) 氏 名 遠軽ツバメ石油株式会社 (イ) 住 所 紋別郡遠軽町南町3丁目2番地の5 ケ 1の(1)のコ、ス及びセ (ア) 氏 名 北日本石油株式会社 (イ) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 コ 1の(1)のサ (ア) 氏 名 北海道エネルギー株式会社 (イ) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 サ 1の(1)のシ (ア) 氏 名 株式会社藤共工業 (イ) 住 所 紋別郡興部町字興部193番の1																												
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																													
北海道教育庁オホーツク教育局告示第30号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。 平成26年10月31日 北海道教育庁オホーツク教育局長 田 中 宣 行 1(1) 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 <table> <tr><td>ア 灯油その1（北見地区①）</td><td>26,153リットル</td></tr> <tr><td>イ 灯油その2（北見地区②）</td><td>33,247リットル</td></tr> <tr><td>ウ 灯油その3（北見地区③）</td><td>33,980リットル</td></tr> <tr><td>エ 灯油その4（訓子府地区）</td><td>15,781リットル</td></tr> <tr><td>オ 灯油その5（津別地区）</td><td>10,550リットル</td></tr> <tr><td>カ 灯油その6（網走地区）</td><td>24,152リットル</td></tr> <tr><td>キ 灯油その8（常呂地区）</td><td>4,560リットル</td></tr> <tr><td>ク 灯油その9（佐呂間地区）</td><td>8,547リットル</td></tr> <tr><td>ケ 灯油その10（遠軽地区）</td><td>19,985リットル</td></tr> <tr><td>コ 灯油その11（紋別地区①）</td><td>6,357リットル</td></tr> <tr><td>サ 灯油その12（滝上地区）</td><td>8,266リットル</td></tr> <tr><td>シ 灯油その13（興部地区）</td><td>20,486リットル</td></tr> <tr><td>ス 灯油その14（美幌地区）</td><td>75,278リットル</td></tr> <tr><td>セ 灯油その15（紋別地区②）</td><td>24,402リットル</td></tr> </table> (2) 落札を決定した日 ア 1の(1)のアからカまで及びス 平成26年10月15日 イ 1の(1)のキからシまで及びセ	ア 灯油その1（北見地区①）	26,153リットル	イ 灯油その2（北見地区②）	33,247リットル	ウ 灯油その3（北見地区③）	33,980リットル	エ 灯油その4（訓子府地区）	15,781リットル	オ 灯油その5（津別地区）	10,550リットル	カ 灯油その6（網走地区）	24,152リットル	キ 灯油その8（常呂地区）	4,560リットル	ク 灯油その9（佐呂間地区）	8,547リットル	ケ 灯油その10（遠軽地区）	19,985リットル	コ 灯油その11（紋別地区①）	6,357リットル	サ 灯油その12（滝上地区）	8,266リットル	シ 灯油その13（興部地区）	20,486リットル	ス 灯油その14（美幌地区）	75,278リットル	セ 灯油その15（紋別地区②）	24,402リットル	
ア 灯油その1（北見地区①）	26,153リットル																												
イ 灯油その2（北見地区②）	33,247リットル																												
ウ 灯油その3（北見地区③）	33,980リットル																												
エ 灯油その4（訓子府地区）	15,781リットル																												
オ 灯油その5（津別地区）	10,550リットル																												
カ 灯油その6（網走地区）	24,152リットル																												
キ 灯油その8（常呂地区）	4,560リットル																												
ク 灯油その9（佐呂間地区）	8,547リットル																												
ケ 灯油その10（遠軽地区）	19,985リットル																												
コ 灯油その11（紋別地区①）	6,357リットル																												
サ 灯油その12（滝上地区）	8,266リットル																												
シ 灯油その13（興部地区）	20,486リットル																												
ス 灯油その14（美幌地区）	75,278リットル																												
セ 灯油その15（紋別地区②）	24,402リットル																												

(4) 落札金額 <table><tr><td>ア 1の(1)のア</td><td>89.3円</td></tr><tr><td>イ 1の(1)のイ及びウ</td><td>86.0円</td></tr><tr><td>ウ 1の(1)のエ、キ及びク</td><td>96.0円</td></tr><tr><td>エ 1の(1)のオ及びス</td><td>99.0円</td></tr><tr><td>オ 1の(1)のカ</td><td>100.0円</td></tr><tr><td>カ 1の(1)のケ</td><td>82.0円</td></tr><tr><td>キ 1の(1)のコ</td><td>89.0円</td></tr><tr><td>ク 1の(1)のサ</td><td>97.0円</td></tr><tr><td>ケ 1の(1)のシ及びセ</td><td>101.0円</td></tr></table> (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成26年9月9日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第27号 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 灯油その7（斜里地区） 26,232リットル (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成26年10月15日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 斜里アポロ石油株式会社 イ 住 所 斜里郡斜里町港町16番地38 (4) 随意契約に係る契約金額 97.0円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>(1) 名 称</td><td>北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>網走市北7条西3丁目</td></tr></table>	ア 1の(1)のア	89.3円	イ 1の(1)のイ及びウ	86.0円	ウ 1の(1)のエ、キ及びク	96.0円	エ 1の(1)のオ及びス	99.0円	オ 1の(1)のカ	100.0円	カ 1の(1)のケ	82.0円	キ 1の(1)のコ	89.0円	ク 1の(1)のサ	97.0円	ケ 1の(1)のシ及びセ	101.0円	(1) 名 称	北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室	(2) 所在地	網走市北7条西3丁目	平成26年10月31日 北海道立図書館長 坂 本 和 彦 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務 5缶（1,460kg） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成26年10月3日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 <table><tr><td>(1) 氏 名</td><td>日本環境安全事業株式会社</td></tr><tr><td>(2) 住 所</td><td>東京都港区芝1丁目7番17号</td></tr></table> 4 随意契約に係る契約金額 41,126,400円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>(1) 名 称</td><td>北海道立図書館総務企画部管理課</td></tr><tr><td>(2) 所在地</td><td>江別市文京台東町41番地</td></tr></table>	(1) 氏 名	日本環境安全事業株式会社	(2) 住 所	東京都港区芝1丁目7番17号	(1) 名 称	北海道立図書館総務企画部管理課	(2) 所在地	江別市文京台東町41番地
ア 1の(1)のア	89.3円																														
イ 1の(1)のイ及びウ	86.0円																														
ウ 1の(1)のエ、キ及びク	96.0円																														
エ 1の(1)のオ及びス	99.0円																														
オ 1の(1)のカ	100.0円																														
カ 1の(1)のケ	82.0円																														
キ 1の(1)のコ	89.0円																														
ク 1の(1)のサ	97.0円																														
ケ 1の(1)のシ及びセ	101.0円																														
(1) 名 称	北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室																														
(2) 所在地	網走市北7条西3丁目																														
(1) 氏 名	日本環境安全事業株式会社																														
(2) 住 所	東京都港区芝1丁目7番17号																														
(1) 名 称	北海道立図書館総務企画部管理課																														
(2) 所在地	江別市文京台東町41番地																														
道 立 図 書 館 告 示																															
北海道立図書館告示第14号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第465号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年10月31日 北海道警察本部長 室 城 信 之 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 北海道警察本部通信指令支援システム通信回線サービス 一式 2 落札を決定した日 平成26年10月17日 3 落札者の氏名及び住所 <table><tr><td>(1) 氏 名</td><td>東日本電信電話株式会社</td></tr><tr><td>(2) 住 所</td><td>東京都新宿区西新宿3丁目19番2号</td></tr></table> 4 落札金額 844,560円	(1) 氏 名	東日本電信電話株式会社	(2) 住 所	東京都新宿区西新宿3丁目19番2号																										
(1) 氏 名	東日本電信電話株式会社																														
(2) 住 所	東京都新宿区西新宿3丁目19番2号																														

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年9月5日付け北海道警察本部告示第385号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-